

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について(やさいバス株式会社)

農林水産省は、やさいバス株式会社(法人番号:1080401022056)から提出された「事業再編計画」について本日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の概要

農産物の集荷・配送・販売の事業を行うやさいバス株式会社は、株式会社エムスクエア・ラボ(法人番号:5080401015543)から青果卸売事業を譲り受け、クラウド上での受発注を速やかに物流に反映させるITシステムを開発・活用し、青果卸売事業と従来からの共同配送事業を一体的かつ効率的に行います。また、鈴与株式会社(法人番号:2080001009460)を引受先とする増資等により、自己資本の増強を行い、集配ポイントに小規模加工販売店を新設し、地域の農産物を原材料とした加工食品等の付加価値の高い新商品の開発、生産及び販売を行います。

2. 事業再編計画の認定

やさいバス株式会社から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、本日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資、登録免許税の軽減を受けることが可能になります。

(参考) 農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

3. 事業再編計画の実施期間

開始時期:平成30年4月30日～終了時期:平成33年3月31日

4. 申請者の概要

名称:やさいバス株式会社
住所:静岡県菊川市堀之内110番地の1
代表者の氏名:代表取締役社長 加藤百合子
資本金:2,300万円

<添付資料>

[やさいバス株式会社の事業再編計画の概要](#)
[認定事業再編計画の内容の公表](#)

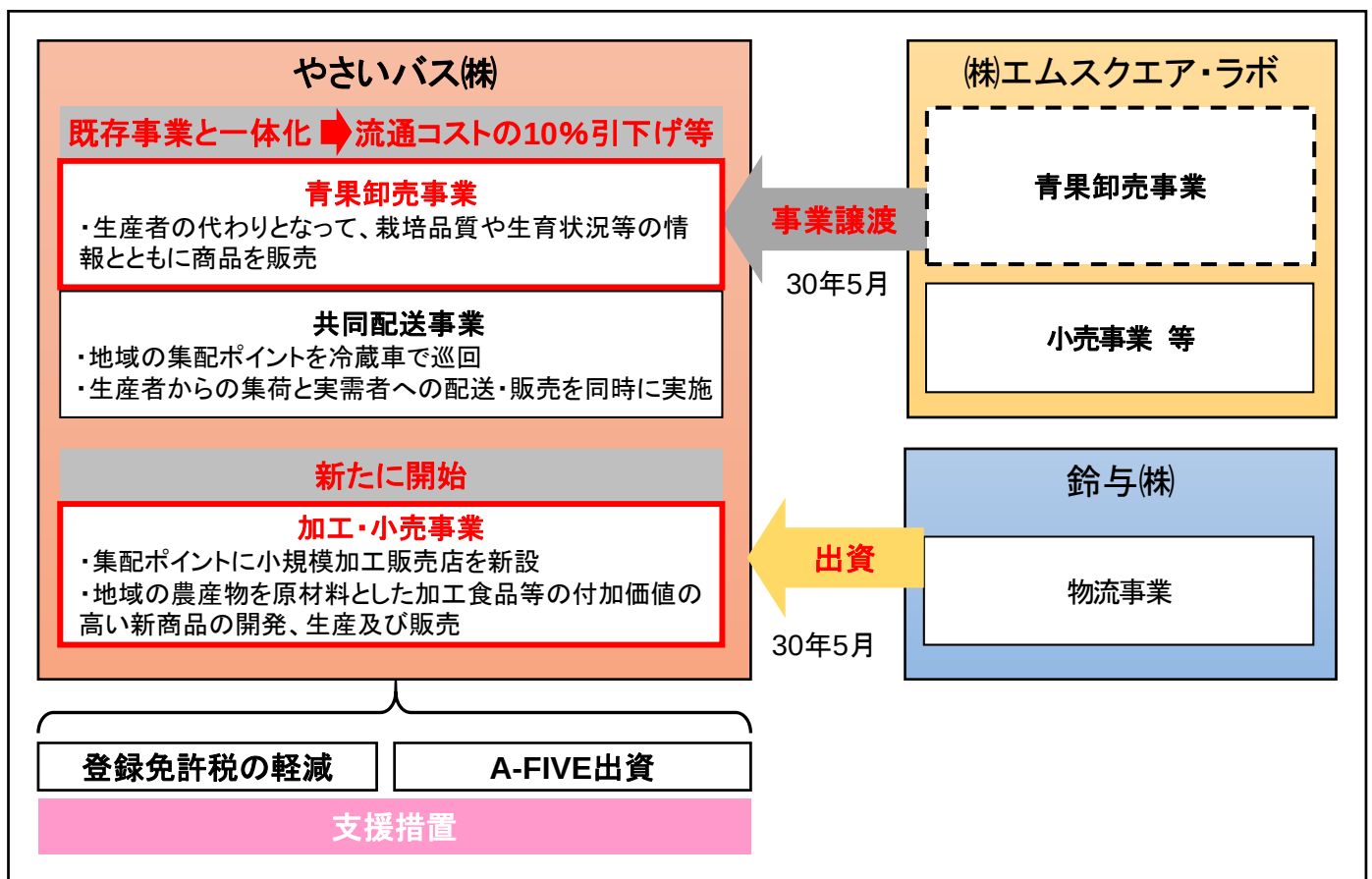
【お問合せ先】
食料産業局食品流通課
担当者：宮本、堀
代表：03-3502-8111（内線4324）
ダイヤルイン：03-3502-5741
FAX：03-3502-0614

平成30年4月6日

やさいバス株式会社の事業再編計画の概要

農産物の集荷・配送・販売の事業を行う「やさいバス(株)」は、

- ① 「(株)エムスクエア・ラボ」から青果卸売事業を譲り受けることにより、**クラウド上での受発注を速やかに物流に反映させるITシステムを開発・活用し、青果卸売事業と従来からの共同配送事業を一体的かつ効率的に行う**とともに、
- ② 「鈴与(株)」を引受先とする増資等により、自己資本の増強を行い、集配ポイントに小規模加工販売店を新設し、地域の農産物を原材料とした加工食品等の**付加価値の高い新商品の開発、生産及び販売を行う**。



事業再編計画の主な内容

【農産物流通等の合理化】

クラウド上で受発注を可能とし、受発注を速やかに物流に反映させるITシステムを開発・活用することにより、**農業者が負担する流通コストを10%以上引下げ**。

⇒ **農業者の所得の増加、農業経営の安定・発展に寄与**。

【生産性の向上】

上記事業展開により、**従業員1人当たりの付加価値額を20%以上向上**。

【計画の実施時期】 平成30年4月30日～平成33年3月31日

【労務に関する事項】 エムスクエア・ラボからやさいバスへの転籍4名、出向1名

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
平成30年4月6日

2. 認定事業再編事業者名
やさいバス株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

地域の集配ポイントを冷蔵車で巡回して生産者からの集荷と実需者への配送・販売を同時に実施する共同配送事業を行うやさいバス株式会社（以下「やさいバス」という。）は、親会社である株式会社エムスクエア・ラボ（以下「エムスクエア・ラボ」という。）から、青果卸売事業を譲り受けることにより、クラウド上での受発注を速やかに物流に反映させる IT システムを開発・活用し、事業の効率化を図る。また、物流事業を行う鈴与株式会社（以下「鈴与」という。）に対する第三者割当て増資を行うこと等により、自己資金の増強を行い、集配ポイントに小規模加工販売店を新設し、地域の農産物を原材料とした加工食品等、付加価値の高い新商品の開発、生産及び販売を行う。

(2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

① 農産物流通等の合理化に関する数値目標

クラウド上で受発注でき、これらの情報を物流と連動することが可能な、物流と商流を一体化した IT システムを開発・活用することで事業の効率化を図る。これにより、平成29年度に比べて、平成32年度には農業者が負担する物流コストを10%以上引き下げることで、農業者の所得の増加、農業経営の安定・発展に寄与する。

② 生産性の向上を示す数値目標

生産性の向上に関しては、平成29年度に比べて、平成32年度には、従業員1人当たりの付加価値額の値を20%以上向上させることを目標とする。

③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標

財務内容の健全性の向上に関しては、平成32年度において有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、経常収支比率は100%を上回る。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

飲食料品の卸売事業及び小売事業

② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

（事業の構造の変更）

・やさいバスは、エムスクエア・ラボから青果卸売事業を譲り受ける。

〈譲渡会社〉

名称：エムスクエア・ラボ

住所：静岡県菊川市堀之内字沢垂110番地の1

代表者の氏名：代表取締役社長 加藤百合子

資本金：3,900万円

〈譲受会社〉

名称：やさいバス

住所：静岡県菊川市堀之内 110 番地の 1
代表者の氏名：代表取締役社長 加藤百合子
資本金：2,300 万円

- ・譲受期日：平成 30 年 5 月 1 日（予定）
- ・譲受事業の内容：青果卸売事業

- ・やさいバスは、鈴与及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「支援機構」という。）
※を引受先とする第三者割当て増資を行う（出資の受入れ）。

増資額：

鈴与：1,100 万円

支援機構：3,000 万円※

総計：4,100 万円（うち、2,050 万円を資本金へ組み入れ）

増資前の資本金：2,300 万円

増資後の資本金：4,350 万円

増資の方法：鈴与及び支援機構※を引受先とする第三者割当て増資

増資期日：平成 30 年 5 月 1 日（予定）

※支援機構による出資については、別途、農業競争力強化支援法第 29 条に基づく農林水産大臣の認可及び支援機構による支援決定が必要。

（事業の方式の変更）

クラウド上での受発注を速やかに物流に反映させる IT システムを開発・活用し、事業の効率化を図るとともに、集配ポイントに小規模加工販売店を新設し、地域の農産物を原材料とした加工食品等、付加価値の高い新商品の開発、生産及び販売を行う。

（2）事業再編を行う場所の住所

静岡県菊川市堀之内 110 番地の 1

（3）関係事業者又は外国関係法人に関する事項

該当なし。

（4）事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり。

5．事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成 30 年 4 月 30 日～終了時期：平成 33 年 3 月 31 日

6．事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に伴い、エムスクエア・ラボからやさいバスに対して 4 名が転籍、1 名が出向する予定。

7．事業再編に係る競争に関する事項

該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第5項第1号の要件		
農業生産関連事業の譲受け	〈譲渡会社〉 ・名称：エムスクエア・ラボ ・住所：静岡県菊川市堀之内字沢垂110番地の1 ・代表者の氏名：代表取締役社長 加藤百合子 ・資本金：3,900万円 〈譲受会社〉 ・名称：やさいバス ・住所：静岡県菊川市堀之内110番地の1 ・代表者の氏名：代表取締役社長 加藤百合子 ・資本金：2,300万円 ・譲受期日：平成30年5月1日（予定） ・譲受事業の内容：青果卸売事業	—
規則第1条第1項の要件		
四 出資の受入れ	・増資額： 鈴与：1,100万円 支援機構：3,000万円※ 総計：4,100万円（うち、2,050万円を資本金へ組み入れ） ・増資前の資本金：2,300万円 ・増資後の資本金：4,350万円 ・増資の方法：鈴与及び支援機構※を引受先とする第三者割当て増資 ・増資期日：平成30年5月1日（予定） ※事業再編計画が認定を受けることが前提。	租税特別措置法第80条第3項第1号（株式会社の増資に係る登録免許税の軽減）
法第2条第5項第2号の要件		
農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農産物の生産又は販売の効率化	クラウド上での受発注を速やかに物流に反映させるITシステムを開発・活用し、事業の効率化を図るとともに、集配ポイントに小規模加工販売店を新設し、地域の農産物を原材料とした加工食品等、付加価値の高い新商品の開発、生産及び販売を行う。	法第27条、第29条1項（支援機構による出資）